

令和5年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

令和5年5月30日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 5 件 〕

報告第 4 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について	1
報告第 5 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	2
報告第 6 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について	3
報告第 7 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について	4
報告第 8 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	5

○ 承認〔 4 件 〕

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉	6~7
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	8~9
承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）〉	10~11

承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）〉	12~13
---------	---	-------

○ 条例に関する議案〔 1 件 〕

議案第 33 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
----------	---	----

○ 予算に関する議案〔 2 件 〕

議案第 34 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）	15~18
議案第 35 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	19

○ その他の議案〔 4 件 〕

議案第 36 号	市道路線の認定について	20~21
議案第 37 号	市道路線の廃止について	22~23
議案第 38 号	市道路線の変更について	24~25
議案第 39 号	市道路線の変更について	26~27

報告第4号	令和4年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書を報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 教育費</p> <p>ア 下稲吉中学校施設整備に要する経費</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

報告第 5 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（ 1 ） 総務費</p> <p>ア 複合交流拠点施設等整備に要する経費</p> <p>（ 2 ） 民生費</p> <p>ア 民間保育所に要する経費</p> <p>イ 認定こども園に要する経費</p> <p>ウ 家庭的保育に要する経費</p> <p>（ 3 ） 農林水産業費</p> <p>ア 園芸振興に要する経費</p> <p>（ 4 ） 土木費</p> <p>ア 道路維持管理に要する経費</p> <p>イ 市道整備に要する経費</p> <p>ウ （仮称）千代田 PA スマート IC 関連事業に要する経費</p> <p>エ 公園整備に要する経費</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

報告第6号	令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書を報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 稲吉南2丁目地内配水管撤去及び新設工事</p> <p>イ 4単独第8号配水管新設工事</p> <p>ウ 4単独第1号霞ヶ浦浄水場受変電設備更新工事</p> <p style="text-align: right;">〔 上下水道部：上下水道課 〕</p>	

報告第7号	令和4年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書を報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 資本的支出</p> <p>ア 流域下水道建設負担金</p> <p style="text-align: right;">〔 上下水道部：上下水道課 〕</p>	

報告第 8 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
---------	----------------------------------

1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの

2 内 容

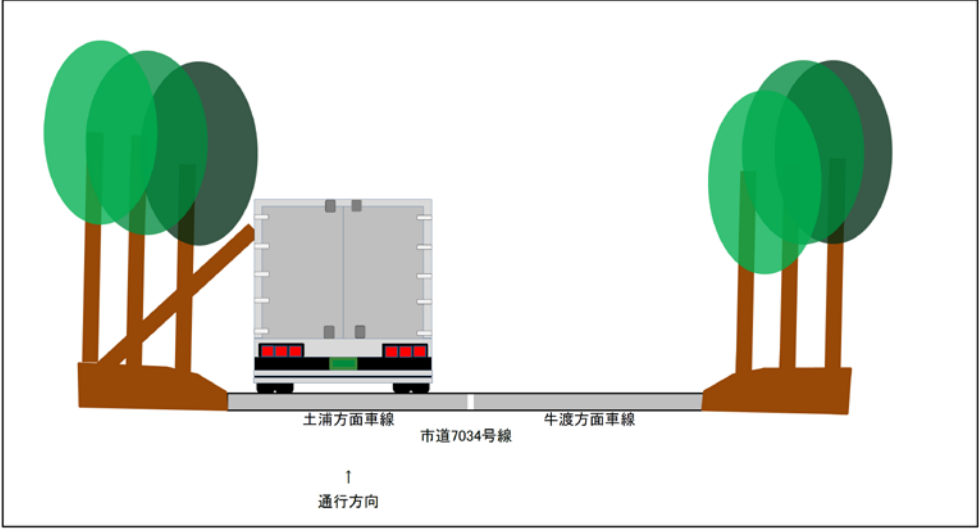
(1) 相手方 千葉県内の法人

(2) 示談内容

- ・過失割合 かすみがうら市 50% 相手方 50%
- ・損害賠償額 かすみがうら市 659,221円
相手方 659,221円

(3) 事故の内容 市が管理する市道 7034 号線の道路用地から斜めに倒れていた樹木に、相手方が運転する運搬車両の後部コンテナ左側面が接触し破損した。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和 5 年 3 月 29 日

[都市建設部：道路課]

承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
-------	---

1 要 旨

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの

2 内 容

(1) 固定資産税関係

大規模修繕工事マンションの家屋に係る固定資産税の減額措置
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋の区分所有者に係る固定資産税額を3分の1にする。

(2) 軽自動車税関係

グリーン化特例（軽課）の延長

燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）のグリーン化特例（軽課）について、車両取得期間の適用期限（令和5年3月31日）を令和7年3月31日まで2年延長と令和8年3月31日まで3年延長する。

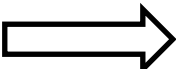

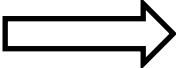

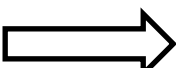

○軽課を適用した場合の標準税率


車種区分		標準税率	軽 課		
			25%軽課	50%軽課	75%軽課
4 輪	自家用乗用車	10,800 円	軽減対象外	軽減対象外	2,700 円
	営業用乗用車	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	自家用貨物車	5,000 円	軽減対象外	軽減対象外	1,300 円
	営業用貨物車	3,800 円	軽減対象外	軽減対象外	1,000 円

※ 点線枠の車両取得期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日2年延長

※ 太黒枠の車両取得期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日3年延長

○期間延長の内容

車種区分（4輪）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
営業用乗用車 (50%・75%軽課)				
営業用乗用車 (25%軽課)				
自家用乗用車 自家用貨物車 営業用貨物車 (75%軽課)				

※  部分が改正による延長部分

3 施行年月日

令和5年4月1日

4 専決処分日

令和5年3月31日

[総務部：税務課]

承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例〉
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日からの施行に伴い、市国民健康保険税についても同水準での改正とするほか、所要の改正を行った。</p> <p>ア 賦課限度額の引上げ …「102万円」⇒「104万円」 <内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額 …「65万円」⇒「改正なし」 ・後期高齢者支援金等課税額…「20万円」⇒「22万円」 ・介護納付金課税額 …「17万円」⇒「改正なし」 <p>イ 低所得者に係る軽減判定所得の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5割軽減…「28万5千円」⇒「29万円」 ・2割軽減…「52万円」⇒「53万5千円」 <p>ウ 附則の改正</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和5年4月1日</p>	

4 専決処分日

令和5年3月31日

[市民部：国保年金課]

承認第 4 号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて</p> <p>〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、令和 4 年度から切れ目のない接種体制を確保するとともに、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、6 5 歳以上などの重症化リスクが高い方に対して、春から夏の時期に前倒しで 1 回追加接種することが望ましいとされたため、本年 5 月からワクチン集団接種の体制を確保するにあたり、早急な予算措置をするため令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

令和5年度 一般会計補正予算第1号 R050401専決

No	事業	内 容	単 位 : 千円
1	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費		221,943
		ワクチン接種謝礼 集団接種謝礼（医師、看護師、薬剤師等）	7,076
		接種券郵送料 50,288人×120円	6,035
		接種券等封入・封緘業務委託 接種券封入封緘委託	8,147
		相談体制等（コールセンター）設置委託 R5.4月～R5.12月	34,673
		接種者情報等入力業務委託 R5.7月～R6.3月	7,693
		ワクチン接種委託	146,053
		集団接種会場運営業務委託 R5.4月～R5.12月	6,064
		追加接種に伴うシステム改修委託	1,760
		集団接種会場使用料 R5.4月～R5.12月	1,979
	合 計		221,943

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

承認第 5 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）〉
<p>1 要 旨</p> <p>令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>食費等の物価高騰に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによって生活を支援するにあたり、早急な予算措置をするため令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 5 年 4 月 2 5 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

令和5年度 一般会計補正予算第2号 R050425専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	児童扶養手当支給に要する経費		25,756
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） 児童一人当たり5万円×505人	25,250
2	児童手当支給に要する経費		20,827
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 児童一人当たり5万円×400人	20,000
	合 計		46,583

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 33 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
----------	--

1 要 旨

令和5年度中に、マイナンバーカードを用いた医療扶助オンライン資格確認が導入されることから、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の事務について、市の独自利用事務として規定する必要があるため、条例の一部を改正するもの

2 内 容

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の事務について、個人番号の市の独自利用事務として規定する。

3 施行年月日

公布の日

[保健福祉部：社会福祉課]

議案第34号	令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6千833万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ186億8千485万8千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,605,834	235,226	2,841,060
県支出金	1,344,837	3,267	1,348,104
繰越金	220,000	67,252	287,252
諸収入	454,347	△37,413	416,934
歳入合計	18,416,526	268,332	18,684,858

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1,898,245	12,210	1,910,455
民生費	6,300,366	127,036	6,427,402
衛生費	1,274,219	103,774	1,377,993
商工費	433,227	23,600	456,827
教育費	2,774,046	1,712	2,775,758
歳出合計	18,416,526	268,332	18,684,858

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
自治振興に要する経費	12,210	地域コミュニティ課
イ 民生費の事業費		
やまゆり館管理運営に要する経費	1,638	社会福祉課
電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（住民税非課税 世帯等）に要する経費	122,892	社会福祉課
生活保護等総務事務に要する経費	2,506	社会福祉課
ウ 衛生費の事業費		
出産・子育て応援に要する経費	19,056	健康増進課
上水道企業補助に要する経費	84,718	政策経営課
エ 商工費の事業費		
商工振興に要する経費	23,600	地域未来投資推進課
オ 教育費の事業費		
小学校給食管理運営に要する経費	677	学校教育課
中学校給食管理運営に要する経費	1,035	学校教育課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和5年度 一般会計補正予算第3号 R050606第2回定例会

No	事業	内 容	単 位：千円
1	自治振興に要する経費		12,210
		下大津地区コミュニティ施設整備に係る実施設計業務委託	12,210
2	やまゆり館管理運営に要する経費		1,638
		指定管理者委託における過年度光熱水費超過分	1,638
3	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費		122,892
		住民税非課税世帯等特別給付金 物価高騰の負担感の大きい住民税非課税世帯等への特別給付金	120,000
4	生活保護等総務事務に要する経費		2,506
		生活保護基準の見直し及び被保護者調査に関する調査項目の追加等によるシステム改修	2,506
5	出産・子育て応援に要する経費		19,056
		出産応援給付金・子育て応援給付金 出産応援給付金及び子育て応援給付金の令和5年10月から令和6年3月分	17,950
6	上水道企業補助に要する経費		84,718
		上水道事業補助金（物価高騰対策支援分） 市民及び事業者に対する上水道基本料金の減免	84,718
7	商工振興に要する経費		23,600
		一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金 一般貨物自動車運送事業者に対する原油高騰対策支援	23,600

No	事業	内 容	単位：千円
8	小学校給食管理運営に要する経費		677
		小学校給食費補助金 市外へ通学する児童の給食費3か月相当分を補助	677
9	中学校給食管理運営に要する経費		1,035
		中学校給食費補助金 市外へ通学する生徒の給食費3か月相当分を補助	1,035
	合 計		268,332

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第35号	令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
--------	-----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた水道事業収益的収入及び支出の予定額に、それぞれ353万8千円を追加し、水道事業収益的収入の予定額を、10億5千762万3千円とし、水道事業収益的支出の予定額を 10億5千567万1千円とするもの

2 内 容

(1) 水道事業収益的収入の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		1,054,085	3,538	1,057,623
	営業収益	954,285	△81,180	873,105
	営業外収益	99,798	84,718	184,516

(2) 水道事業収益的支出の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業費		1,052,133	3,538	1,055,671
	営業費用	1,007,994	3,538	1,011,532

[上下水道部：上下水道課]

議案第36号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>下稲吉地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をするもの</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2934号線</p> <p>イ 延長 68.63メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



議案第 37 号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>中志筑地内に位置する路線について、農業生産基盤整備事業（志筑地区）に伴い廃止するもの</p> <p>（1） 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道 8-2248 号線</p> <p>イ 延長 23.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	



詳細位置図 (廃止路線図)

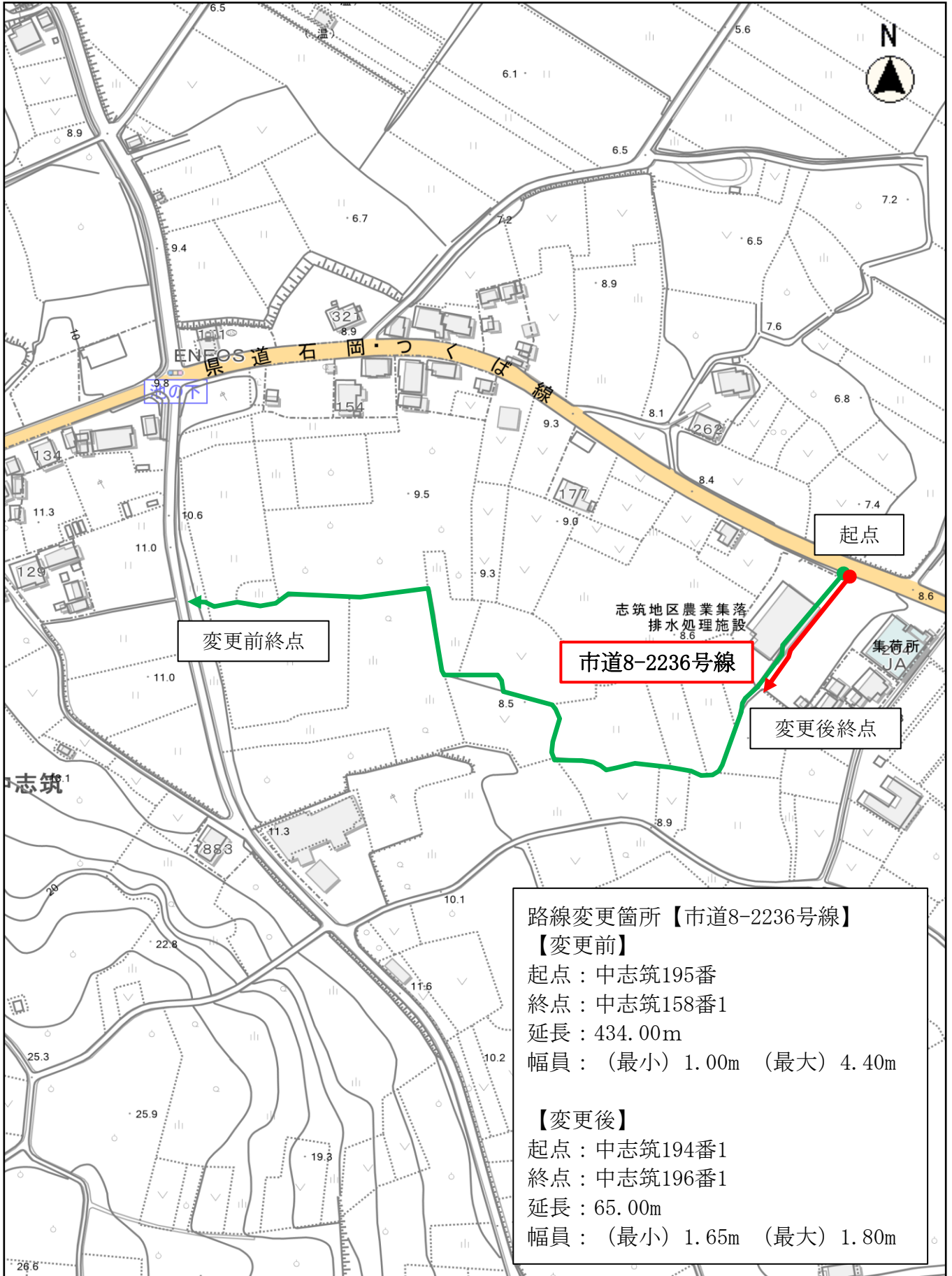
廃止路線 



議案第38号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>中志筑地内に位置する市道の一部について、農業生産基盤整備事業（志筑地区）に伴い、路線を変更するもの</p> <p>（1） 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2236号線</p> <p>イ 延長 434.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 




路線変更箇所【市道8-2236号線】

【変更前】
 起点：中志筑195番
 終点：中志筑158番1
 延長：434.00m
 幅員：(最小) 1.00m (最大) 4.40m

【変更後】
 起点：中志筑194番1
 終点：中志筑196番1
 延長：65.00m
 幅員：(最小) 1.65m (最大) 1.80m

議案第39号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項に規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>中志筑地内に位置する市道の一部について、農業生産基盤整備事業（志筑地区）に伴い、路線を変更するもの</p> <p>（1） 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2245号線</p> <p>イ 延長 128.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 